

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業
環境影響評価方法書
についての意見の概要

令和8年5月

愛知県企業庁

方法書についての意見の概要

愛知県環境影響評価条例第 8 条第 1 項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた意見は 61 件であった。

方法書についての意見の概要は、次のとおりである。

方法書についての意見の概要

1. 対象事業の目的及び内容

意見の概要	
1	<p>7-2 変更区域及び非変更区域の内訳</p> <p>変更区域 145ha として「調整池」が変更されますが(方法書 p8) 常識的にはそのまま残せばいいと思うのですが、「流末」の調整池(方法書 p9)はどれですか、調整池掘削範囲(3 区域)(方法書 p241)のこのようですが、掘削が必要な理由を示してください。また、非変更地域の 4ha は「残地緑地」ということでいいですね。</p> <p>なお、「道路等」も変更するようですが、市道浄水 21 号線や国道 155 号バイパス(方法書 p9)との接続場所とその内容をここで示してください。</p>
2	<p>7-3 主要な交通ルートの疑問</p> <p>「主要な交通ルート」(方法書 p13)で市道浄水 21 号線はわかりますが、市道貞宝線や市道豊田西部 2 号線など南側に隣接する道路は使用しないのですね。また北東部にある正面入り口と想定される国道 155 号(赤点線)への新設道路が、国道 155 号バイパスのような予定路線にもないですが、何の説明もありません。国道への接続は交通信号も必要ですし、こんなに自由に 1 事業者の意向で決められる訳はなく、アセスが必要な道路建設ではありませんが、少なくとも都市計画変更の手続きが同時に必要です。</p>

2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況

意見の概要	
3	<p>12 環境質は最新調査を用いる</p> <p>方法書 p270【大気質の状況 p16 が、2023 年度は古すぎます。各所で 2025 年 4 月 30 日現在の WEB を確認したとあるのでやむを得ない無い面もありますが、愛知県は 2025 年 6 月 30 日に「2024 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果並びに大気汚染調査結果について」を発表しています。</p> <p>特に SPM2%除外値 p21 が、北部局 0.028→0.028mg/m³、中部局 0.024→0.027mg/m³ とあがり、年平均値が北部局 0.012→0.012mg/m³、中部局 0.010→0.012mg/m³ と同じか上がっている</p> <p>PM2.5 が 98%値は p23、北部局 19.5→18.3mg/m³、中部局 18.0→19.1mg/m³ とあがっている。</p> <p>大気有害ジクロロメタン p24 は、年平均 1.0→1.2 とあがっている。</p> <p>通常の大気予測は最新のバックグラウンドとしてこれらの環境濃度をプラスするので、2023 年度の古い環境濃度を用いると危険側に予測されます。今後、準備書での予測は少なくとも 2024 年度までの現況調査の推移を用いてください。</p> <p>なお、NO₂ は p19、年平均値が北部局 0.004→0.004ppm、中部局 0.006→0.006ppm と同じでも、98%値が北部局 0.010→0.008ppm、中部局 0.015→0.013ppm とさがっていることに留意して、良好な環境を悪化させないようにしてください。】との意見に対し、【準備書の予測・評価においては、入手可能な最新の調査結果を用いてまいります。】の見解ですが、準備書では遅すぎます。今回の方法書から最新の調査結果を用いていると記載してください。</p> <p>その結果、方法書(p20～)では 2024 年度データを用いているため、とりあえずヨシとします。しかし、2026 年 6 月末には、例年のように 2025 年度環境調査結果が県により公表されるので、「最新の調査結果を用いてまいります」の約束どおり、準備書では最新の 2025 年度調査結果を用いてください。なお、その際は、SPM2%除外値や年平均値 PM2.5 98%値が上昇傾向、大気有害ジクロロメタン年平均もあがっていることをきちんと評価してください。</p>

意見の概要	
13	<p>ダイオキシン類調査は周辺の結果はない？</p> <p>方法書 p270【ダイオキシン類は大気は記載せず p25、水質は「事業実施想定区域及びその周辺では、2019～2023年度における河川のダイオキシン類の調査結果は確認できなかった。」p33 とありますが、豊田市は 2024 年環境報告書・試料編 p72 で「大気 1 地点、河川(水質・底質)3 地点、地下水質 3 地点及び土壌 3 地点で常時監視調査を実施しています。」これらの結果は平成 6 年版環境調査報告書(表 3-3,3-4)にあります。</p> <p>大気は中部局(三軒町)だけの測定だが、年平均値は 0.0086pg-TEQ/m3 を明記し、水質については、事業実施想定区域を流れる下流部の逢妻女川下流の御乗替橋 0.52pg-TEQ/L を記載すべきです。</p> <p>これでは、豊田市がダイオキシン類調査を軽視しているかのような表現になります。】との意見に対して、【大気のダイオキシン類は、第 3 章の「第 3.1-18 表ダイオキシン類測定結果(2023 年度)」及び「第 3.1-19 表ダイオキシン類の経年変化」に記載のとおりです。水質、地下水及び土壌のダイオキシン類の調査結果は、対象範囲外であったため記載しておりません。今後の環境影響評価図書においても、対象範囲の明確化及び、範囲内のダイオキシン類の調査結果を記載してまいります。】の見解で、方法書 p38 でも「周囲では、～ダイオキシン類の調査結果は確認できなかった」としてありますが、ダイオキシン類の調査は複雑ということもあり、愛知県でも大気は 33 地点、水質 44 地点の調査と少ないため、事業想定区域及びその周辺に調査地点がなければ、そこに関係する地点の調査結果を示すのが通常です。今回は、排水の放流先の想定される逢妻女川の下流部の御乗替橋(水質 0.52pg-TEQ/L、底質 0.15pg-TEQ/g)を記載すべきではないですか。</p>

3. 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

意見の概要	
5	<p>(第 4 章 P191～)</p> <p>今回の開発によって、“動植物・生態系への重大な影響は必須である。調査後に、環境保全措置を検討することによって、環境への影響を回避または、低減できるように留意するものとする。”とあるが、ここでいう環境保全措置とはなにか。実態は調査によって明らかにするようだが、過去の経験から推測可能な環境保全措置を列挙することを要望する。</p> <p>また、“できる限り既存の緑地を残し、”とあるが、計画では、149ha のうち 4ha のみ残すだけとなる。既存の緑地の残すエリアを 2.68%から 1 割へ計画の変更を要望する。なぜなら新たな緑地では、動植物・生態系の保護にはならないからである。これは愛知県知事の意見と事業者の見解にも述べられている通りである。しかし知事と事業者の見解には、目標とするべき数量の記載がなく、現実的とはいいがたいため、実現可能な数値目標と、それに沿った実施計画を期待する。</p>
6	<p>計画段階配慮事項の選定理由に、動物について生息する動物の重要な種および注目すべき生息地への重大な影響の可能性をあげている。既存資料調査で掲げた各生物の何種類・何割を、開発後も生息を確認できるかどうか、実際の環境保護といえる。目標値を示して欲しいと思う。</p> <p>希少価値のある動植物の保護・保全はもとより、開発予定地に生息する希少種リストに載らない動植物も含めて保護・保全することこそが、環境保全措置といえる。最大限の努力を期待する。</p>
7	<p>19 調査地域の定義がちがっている</p> <p>方法書 p271【騒音、悪臭は「事業実施想定区域及びその近傍」p111,148。地下水、動物、植物、生態系は「事業実施想定区域及びその周囲」p149,155,164,172。景観は「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲」p177 としている。いずれも東西 9km、南北 10km の地図内に収まっているが、配慮書での「調査地域」の定義が、騒音・悪臭、地下水・動植物、景観で異なるのは不整合です。異なっている理由は何ですか。</p> <p>p111 騒音「事業実施想定区域及びその近傍とした。」 p148 悪臭「事業実施想定区域及びその近傍とした。」 p149 地下水「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p155 動物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p164 植物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p173 生態系「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p177 景観「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲とした。」p179 で範囲が図で示されている】の意見に対し、【計画段階採領事項の調査の対象とする地域は、「環境影響評価指針」第 8 条第 1 項第 3 号に規定される「環境影響を受ける恐れがあると想定される地域または土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲」を踏まえ以下の通り設定しています。騒音及び悪臭は、最寄りの住宅を含む事業実施想定区域及びその周囲としました。地下水、動物、植物及び生態系、重要な群落等、重要な自然環境のまよりの場等を踏まえ「事業実施想定区域及びその周囲」としました。景観は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(面整備事業環境影響評価研究会、1999 年)の「対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲」を参考に設定しました。】の見解で、それぞれの定義がバラバラであることは理解しました。ただし、騒音、悪臭が「最寄りの住宅を含む」という大事な単語が定義から外されているのは異様ですが、事業者として重要なことと判断したものと理解しました。</p>

4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 環境影響評価の項目の選定

意見の概要	
8	<p>17 悪臭予測を塗装工程で考える理由は？</p> <p>方法書 p271【悪臭の予測手法で「複数案を設定した建造物(塗装工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p148とあるが、なぜ塗装工程施設からの悪臭が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の悪臭より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の悪臭の主要発生源と悪臭の種類・濃度、出入口・駐車場を示してください。】との意見に対し、</p> <p>【車両工場の塗装工程施設では、塗料や溶剤を使用しており、車両生産に係る他の施設と比較して臭気が発生しやすいと考えられるため、塗装工程施設を主要な臭気発生源と想定しました。】の見解ですが、現状の自動車工場の悪臭の主要発生源と悪臭の種類・濃度、出入口・駐車場を示してください。</p> <p>なお、環境影響評価審査会(2025年10月31日)の会議録で、長田委員から「塗装工程による悪臭ということは、有機化合物の排出があるということを前提にしていると思うが、今回、配慮事項として選定した項目の中には、有害大気物質であるトルエンなど、塗装工程で排出されそうなものが全く挙がっていない。」との指摘に、事業者は「配置の複数案の検討するために選定をしている。また、現状の工場においても法令等の規制に従って管理しているため実際は重大な影響はないと考えている。」と型どおりの見解であったが、長田委員から「人為的な VOC の排出について、将来的にはより排出量を減らすことが望ましい。」と指摘され、「環境保全措置を記載させて頂く。VOC 等の管理についても、出来る限り記載させていただきたい。」と再見解があったことを忘れず、環境保全措置、VOC 管理方法などを、法令等の規制に従って管理しているなどごまかすのではなく、予測、評価するため、方法書で VOC についても項目に選定してください。</p>
9	<p>17-2 悪臭を配慮書で検討しながら、方法書にはない</p> <p>方法書 p198「環境影響評価の項目の選定」で環境の自然的構成要素として、大気質、騒音及び低周波音、振動、水質、地盤・土壌、地下水の状態及び地下水質の6項目があげられているが、なぜ方法書 p198 の環境影響評価の項目の選定で、悪臭が抜けているのですか。配慮書でわざわざ騒音、悪臭、地下水を選定しながら(方法書 p148)、その悪臭を予測。評価しないのは片手落ちです。少なくとも、悪臭の原因である。有害大気物質のトルエンなど VOC の排出削減を検討すべきです。</p>

(2) 大気質、騒音、振動

意見の概要	
10	<p>16 騒音予測をプレス工程で考える理由は？</p> <p>方法書 p271【騒音の予測手法で「複数案を設定した建造物(プレス工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p144とあるが、なぜプレス工程施設からの騒音が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の騒音より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の主要騒音源と騒音の大きさを示してください。】の意見に対し、</p> <p>【車両工場のプレス工程施設では、金属加工機械である機械式プレス機の使用が想定されるため、プレス工程施設を主要な騒音発生源と想定しました。】の見解ですが、現状の自動車工場の主要の騒音、及び対策を示してください。各工程の圧縮空気用コンプレッサーなどもおおきな騒音を発生するのではないですか。</p> <p>なお、環境影響評価審査会(2025年10月31日)の会議録で、佐野委員から「240mと270mでは距離の差がほとんどないため、造成地盤の高さや住宅からの工場の見え方も考慮した方が良いと考える。」と意見があり、事務局は「ご指摘のとおり、高低差等も今後勘案して予測・評価をしていく必要があると考えられるため、方法書以降、適切に予測・評価の手法を検討するよう事業者に求めてまいりたい。」と回答があったので、方法書から高低差による騒音の予測・評価を事業者に指導してください。</p> <p>今回の方法書 p222、p223 では、騒音について建設機械の稼働等・機械等の稼働の「6 予測の基本的手法」で「地形(高低差)を考量のうえ、～予測する。」とあり、県が事業者に求めて内容が伝わっていることが判明したので、準備書でどのように高低差を考慮するのかを注視します。なお、当然ですが、主要な騒音発生源をプレス機だけに限定しないでください。</p>
11	<p>21 建設機械の稼働の予測対象時期は不十分</p> <p>方法書 p222 建設作業等騒音について、建設機械等の稼働の予測対象時期は「工事計画に基づき、建設機械の稼働等に伴う音響パワーレベルの月別合成値が最大となる時期とする。」とありますが、評価の方法を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を用い、その規制値が敷地境界の最大値で定められているため、音響パワーレベルの月別合成値が最大となる時期とは異なることがしばしばあります。そうした事態に対応できるよう、大きな騒音発生源が敷地に近い場合も対処とすべきです。方法書 p226 の建設作業等振動についても同様です。</p>

意見の概要

- 12 周辺道路の交通渋滞に対する予測、評価&対策もお願いいたします。
 特に市道三好丘下り松線、市道浄水 21 号線は、国道 155 線との交差点付近から、名古屋刑務所付近まで現状でも渋滞することが多いです。
 環境影響評価方法書〔要約書〕P6 土地利用計画によると、上記区間に 2 本の道路接続が計画されていますので、さらなる交通渋滞は、道路利便性、近隣住環境の悪化となりますのでよろしくお願ひ致します。
 特に短い区間での道路信号交差点の連続は、慢性的な交通渋滞の原因となるかと思ひますのでご配慮お願ひいたします。

- 13 本事業により交差点等における道路交通騒音・振動への影響が考えられることから、騒音・振動の調査及び予測の地点を追加してほしい。



- 14 本事業により交差点等における道路交通騒音・振動への影響が考えられることから、騒音・振動の調査及び予測の地点を追加してほしい。



(3) 水質、地盤・土壌、地下水

意見の概要	
15	<p>22 水質の予測・評価が不十分</p> <p>愛知県環境影響評価条例では「燃料使用量 11.25t/h 以上又は特定排出水の量 7,500m³/日以上」が対象となっていますが、「特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日」(方法書 p11)とあり、環境影響評価条例の対象 7,500m³/日以上を超えないように、ぎりぎりの値です。これほど大規模な工場を建設するのに、排水口位置さえ不明ですし、水質は水素イオン濃度(方法書 p232)、BOD、全窒素、全リン、流れの状況を予測するだけで、評価は環境基準で検討し、事業者の低減努力だけ(方法書 p233)。SS、土質の状況は予測するだけで、評価は、事業者の低減努力だけです(方法書 p234)。有害物質を規制基準以下にして放流することさえありません。規制基準を超えれば、直罰ですから、そんなことは考えなくてもいいという甘い気持ちでは解決しません。規制基準を超えないような自主管理規定をしめしてこそ、事業者の低減努力は認められるのです。大気質の有害物質も同様です。</p>
16	<p>15 工事の実施に係る項目も配慮事項に</p> <p>方法書 p270【「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141～142とありますが、A 案、B 案、C 案を選定した段階で、各工場の大きさは確定しているので、それなりの想定はできるので、「工事の実施に係る項目」を配慮事項として選定してください。特に、現地はゴルフ場跡地ということもあり、相当な標高差があり地形変化が必要で、ゴルフ場農薬の使用履歴があるため、地下水の状況だけではなく、地盤・土壌の「土壌環境」及び廃棄物等の「残土その他の副産物」を選定する必要があります。】の意見に対し、</p> <p>【各工程施設の大きさは、既存工場を参考にしたものであり現時点で確定したものではありません。今後詳細を検討することから、方法書以降の手続きにおいて、土壌環境、残土その他の副産物を環境影響評価項目として選定してまいります。】の見解なので、調査不足を認めたにもかかわらず、方法書以降の手続きにおいて土壌環境を追加するというだけでは不十分です。</p> <p>現に方法書 p148 でも「計画段階配慮事項として選定する項目」にも土壌は「○」になっていません。それにも関わらず方法書 p241 の地盤・土壌の調査位置で、切土想定(3 区域)が図示されていて、この 3 区域と調整池掘削予定地 3 地点で土壌調査(方法書 p236)をする計画です。土壌環境等を環境影響評価項目に選定し、どのような影響があるかを準備書でしっかり調査してください。</p>
17	<p>18 約 50m の高低差があり、土壌汚染の恐れを明らかに</p> <p>方法書 p271【地下水の状況の調査結果で「事業実施想定区域のうち、残置緑地を除く改変区域における標高の最大値は約 107m、最小値は約 55m、平均値は約 81m である。」p149とありますが、約 50m の高低差があり、その他、ゴルフ場跡地のため多くの起伏があります。このため、工場敷地として売るために相当の切盛土が必要であり、その量を明らかにするとともに、土壌汚染の恐れがないかをこの配慮書の段階で明らかにしてください。】との意見に対し、</p> <p>【工事計画は現在検討段階にあるため、切盛土の量は、今後の配置計画を踏まえ具体化していきます。また、土壌汚染については、方法書以降に現地調査にて確認を行ないます。】の見解ですが、用地造成事業だから、今後の配置計画を踏まえずとも、切盛土の量はほぼ決まっているのではないですか。そんなことも決めずに用地造成ができるはずはありません。また「土壌汚染は、方法書以降に現地調査にて確認を行なう」というのは遅すぎます。方法書で現地調査場所、深さ、項目などを示し、地域住民の意見を集約してください。今回の方法書 p236 では土壌調査範囲(3 地点)(切土が想定される土壌調査範囲の 3 区画から各 1 地点とする)とあり、地表面の 1 地点だけを選定する計画です。深さ別の有害物質濃度を調べてください。</p>
18	<p>25 土壌環境の調査は切土 3 区域と調整池掘削範囲 3 区域だけ</p> <p>方法書 p239 の「土壌環境」の「掘削、盛土等の土工」の調査地点として「有害物質による汚染状況」が「事業実施区域内の切土想定範囲の 3 区域及び調整池掘削範囲 3 区域から各 1 地点の計 6 地点とする」とありますが、この事業予定地は元ゴルフ場だったこともあり、豊田市は、19 ゴルフ場と「ゴルフ場に関する環境の保全を推進する協定」を令和 3 年 12 月に締結し、国の指導指針より厳しい協定値を定め、毎年調査していますが、いずれもその時の排水に含まれていなかったということであり、調整池への沈殿、土壌への吸着が起こる可能性があります。通常の土壌汚染では、土壌汚染が土地は 900m² 単位(30m 格子)、土壌汚染が存在するおそれが「比較的多い」と認められる土地は 100m² 単位(10m 格子)で試料採取等を行います。ゴルフ場だったこともあり、通常の有害物質(チウラムは含まれている)以外に、ゴルフ場農薬(クロロタロニル、有機銅、キャプタン)なども対象とする必要があります。</p> <p>今回の調整池は、面積さえ記載されていないことをまず解決してください。方法書 p8 の土地利用構想図から推測すると、残地緑地 4ha と比べ、西側の調整池は 3ha、南側の調整池は 4ha、東側の調整池は 5ha 程度と読み取れ、また、切土想定範囲は西から、3ha、4ha、12ha と読み取れ、ゴルフ場農薬が沈殿、吸着している可能性が高いため、「土壌汚染が存在するおそれが「少ない」と認められる」としても、一番小さな 3ha でも 30 地点の調査が必要です。12ha の切土では 120 地点の調査が必要です。それを各 1 地点調査して問題なしとするわけにはいきません。</p>

意見の概要	
19	<p>14 地下水取水への影響を 方法書 p270【「2023 年度における地下水の採取量は、豊田市が 6,914 千 m³、みよし市を含む愛知中部水道企業団が 525 千 m³ となっている。」p97 とありますが、地下水の取水位置(位置、ストレナ深さ、取水量)を確認し、豊田市の地下水源にどのような影響があるかを調査してください。】の意見に対し、 【方法書以降の手續において、周辺地域の井戸の位置、地下水利用の状況等の調査を行い、地下水採取への影響について予測及び評価を行ってまいります。】の見解なので、調査不足を認めたので、井戸調査をしっかり行い、豊田市の地下水源にどのような影響があるかを調査してください。</p>
20	<p>23 地下水の調査不十分 地盤環境(地盤沈下)として、現地調査は「ボーリング調査により地質及び地盤の状況を把握、地下水の水をボーリング調査孔における測定及び自記式水位計により整理・解析を行う」、地下水の水位低下による地盤沈下の状況は文献調査という程度であり(方法書 p237)、地盤沈下の状況は、自ら調査して、評価してください。</p>
21	<p>24 地下水の状況の評価を 「地下水の状況及び地下水」の評価の手法が、(1)環境影響の回避・低減に係る評価が「地下水質に係る環境影響」の事業者努力だけが評価対象になっていますが(方法書 p245)、地下水質だけではなく、標題のとおり地下水の状況を調べて、5(4)地下水の利用の状況から、水源枯渇、水量減少などの評価を行ってください。本研究委員会の意見に対する見解「周辺地域の井戸の位置、地下水利用の状況等の調査を行なってまいります」(方法書 p270)にあることを守ってください。</p>

(4) 動物、植物、生態系

意見の概要	
22	<p>20 専門家等(豊田市)へのヒアリング結果尊重 環境影響評価審査会部会(2025 年 12 月 9 日)の会議録で、渡邊委員から「豊田市長意見に市担当者に意見聴取を行いとあるように、地域の担当者の意見も聞くと、地域の状況に応じた調査が実施できると考える。私もこの地域の調査を何回か行ったことがあるが、かなり特異的な地域であるため、地域の担当者に意見を聴くことを部会報告に明記していただきたい。」と意見があり、「以下の事項に留意しつつ、専門家等の指導・助言を得ながらを」、「以下の事項に留意しつつ、関係自治体の意見を聴くとともに、専門家等の指導・助言を得ながら」に修正した上で、部会報告とすることで了承され、知事意見となっている。方法書 p202 の豊田市の意見で、①豊田市環境政策課:豊田市の既往調査から、実施区域及び周辺で希少種(鳥類 11 種、植物 18 種等)が記録されており、確認地点の GIS データを提供する。～ため池や湿地等に生育生息する希少種が多く確認されている地域であるため、提供データが調査結果に的確に反映されることにより、精度の高い調査、予測及び評価が行われることを期待する。②豊田市矢作川研究所:実施区域及び周囲の逢妻女川では、2012 年及び 2013 年の調査において、重要種であるドジョウ、ミナミメダカ、日本ウナギの 3 種が確認されている。～ミナミメダカは化学物質に対する感受性が高い種であり、工場排水等には留意が必要である。トヨタ自動車貞宝工場内の調整池で、ヒメタイコウチ(死骸)が確認されている。確認地点の環境から定常的な生息の可能性は低いと考えられ、上流の湿地環境等から流下した可能性がある。豊田市西部の河川の上流域ではニホンシガメが確認されており、と具体的な情報提供があるので、精度の高い調査を行なわれることを期待するとともに、他の専門家へのヒアリング結果(方法書 p203～p205)のように「事業者の対応」の欄を設け、こうした情報提供等についての事業者の見解を示してください。</p>
23	<p>2. 下段池の周辺に湿地があつて、シラタマやハッチョウトンボが休耕地などにいたが、保全はされるのでしょうか? 回答をお願いします。</p>
24	<p>26 魚類・底生動物の調査を調整池で 魚類・底生動物の調査は「河川 3 地点、湖沼 4 地点」(方法書 p253)とありますが、△で一緒になっているため区別がつかいません。印を変えてください。河川 3 地点△、湖沼 4 地点◇は図のように判断していますが、これでいいですか。 重要なことは、事業地内の調整池 3 地点が調査対象になっていないことです。事業地内の調整池は、ゴルフ場農薬が残留している恐れがあるとはいえ、魚類・底生動物が生育している場合があるため、「土壌環境」の調整池掘削範囲 3 区域は含む必要があります。</p>



意見の概要	
25	27 猛禽類の現地調査は2 営巣期にわたる必要 希少猛禽類の現地調査は、「繁殖期として1～8 月の各月 1 回3 日間及び非繁殖期として9～12 月のうち2 回3 日間実施する。」方法書 p248t とありますが、1996 年に環境省が発表した「猛禽類保護の進め方」は、「オオタカの行動を明らかにし保護対策を検討するには、営巣地の発見及び少なくとも繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 営巣期の調査が望ましい。」としています。これに従った調査を行ってください。
26	28 現地踏査ルートが残地緑地内にない 残地緑地 4ha(北西の濃い緑のカギ状)は、ゴルフ場経営している時から、残された貴重な緑地であり、造成緑地とは別の貴重な動植物の楽園になっているはずであり、現地踏査ルートを設定してください。 鳥類を始め、希少種が多数存在するはずであり、残地緑地内に現地踏査ルートが 1 本もないことは、その希少種を見落とすことになり、豊田市から提供された情報(方法書 p203)が役に立たなくなるおそれがあります。
27	29 維管束植物しか調査する気がないのでは 調査、予測及び評価の手法(植物)(方法書 p254)で、調査すべき情報・調査の基本的な手法などで「維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」を調査するとありますが、植物は維管束植物(シダ、裸子植物、被子植物、双子葉植物)の他に非維管束植物(コケ、藻類)が存在しています。この非維管束植物(コケ、藻類)は調査しないのですか。名古屋三河道路環境影響評価方法書(2026 年 1 月 p4-115)ではミズゴケ、ゼニゴケ、ウロコゴケが見つかっています。
28	1.文献調査をもとに、実態調査を行う計画は資料からわかったが、開発によって失われる可能性のある動物・植物・生態系・魚類の保護と、生息地の確保または移転を強く希望する。調査時の標本化は禁止し、放獣を基本とすることを要望する。
29	2.動植物への環境配慮は造成後からではなく、環境影響調査時から行うことこそが、環境保全である。その点で哺乳類のイエネコは、確認でき次第、保護移転を希望する。イエネコ保護は餌やり後に、馴れて捕獲までの期間を要するため、確認できしだい早々に着手が必要である。計画の追加を要望する。また、どの生物も殺処分を行うことのないように、くれぐれも留意されるよう要望する。それに関連して、調査時、造成時の動物の道路への飛び出しからロードキルにつながらないよう、網や策など保護策を計画に盛り込むことを要望する。
30	3.環境負荷の低減を掲げているが、開発前の動植物・生態系の環境維持を、“できるだけ”と曖昧な努力目標レベルにとどめるのではなく、開発後、生存種類数の明確な数値目標を掲げて、動植物生態系の維持を実施してほしい。
31	4.開発により、多大な影響を受けるであろう動植物昆虫等による生態系の維持をどう考えているか。森林地域を 145ha 開発するのであり、地域動植物の住居を奪い 4ha に縮小予定である。環境保全の観点から、動植物と生態系の保護を徹底することを希望する。非改変区域を、(4ha“全体の 2.68%”)から、1 割にあたる 14.5ha への拡大を希望する。 方法書以降の経緯において留意する事項を行うことによって…とあるが、具体的な提案はない。生態系への大きな影響が懸念されるため、環境保全の見地から、具体的な保護実施計画を要望する。
32	5.開発前の実態調査計画はあるが、開発後の同内容の環境調査はいつ行う予定か、またその評価の判断基準はなにか。何をもち、動植物・生態系に対する環境負荷が低いと評価するのかその指標を示すことを希望する。
33	6.希少種が確認された場合、どういった基準で造成計画を変更するのか、事前に明確に示されたい。
34	7.開発のために失われる森・自然を、市内または県内に、移転や作成を計画して欲しい。
35	以下資料に対する提案 (第 3 章 P68) 9.評価の手法:重要な種…環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は、低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。これについて、実行可能な行動を具体的に列挙し、回避・低減されているとするスケールは何を用いるのか、またどの程度を目標とし、調査方法と期間についてあらかじめ示されることを希望する。それによって、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かが評価可能となる。評価についての具体策の表記がない。生態系についても同じ。
36	事前評価の計画のみではなく、開発後の調査結果から、環境の保全が予想・計画に対してどの程度実施できているかの評価報告計画を望む。
37	生態系調査において、オオタカ・ホオジロを希少種として調査を否定しないが、これら高次消費者が生きながらえるためには、基盤環境・生産者・低次消費者・消費者の存在とサイクルが機能してこそであり、そこをどうとらえているのか、不明瞭である。ここからも既存の緑地 4ha から拡大することを要望する。また、保護によって、生息地の移転が極力可能かの検討を要望する。また、これら希少種の生息域や、活動エリアがどういう状況にある場合、開発計画をどのように変更させるかの指標も明確にしめされたい。

意見の概要	
38	(6章 P202) 関係市へ意見聴取 豊田市環境政策課の意見より:この抽出範囲のみ確認されている3種についてどう保護する予定か “ため池や湿地等に生育生息する希少種が多く確認されている地域”である。確認できた希少種についてどう保護する予定か 豊田市矢作川研究所の意見より:重要種ドジョウ・ミナミメダカ・ニホンウナギやエビ・カニ・ヒメタイコウチ・ニホンイシガメの確認ができた場合、どう保護する予定か 専門家へのヒアリング:哺乳類 ネズミ類・モグラ類が捕獲された場合、標本化や大学での引き取りの要望には反対。環境保全の観点から放獣または、保護移転を要望する。 両生類・昆虫類:オワリサンショウウオ、アガハライモリの確認ができた場合、どう保護する予定か 植物:ゴマクサ等の希少な種が確認された場合は、標本でよいのか?途絶えることが懸念される。環境保全の観点から保護移転が可能かの検討を希望する。
39	(6章 P247~249) 9.評価の手法:重要な種…環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は、低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。これについて、実行可能な行動を具体的に列挙し、回避・低減されているとするスケールは何を用いるのか、またどの程度を目標とし、調査方法と期間についてあきらかにされることを希望する。それによって、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かが評価可能となる。評価についての具体策の表記がない。生態系についても同じ。
40	事前評価の計画のみではなく、開発後の調査結果から、環境の保全が予想・計画に対してどの程度実施できているかの評価報告計画を望む。
41	調査方法:小型哺乳類捕獲調査について トラップで捕獲・確認・記録後は安全に放獣することを希望する。標本化には強く反対する。
42	(6章 P257) 生態系:1.調査すべき情報 (1)動植物その他の自然環境に係る概況について 森林エリアの造成について 伐採する木の本数、緑の破壊がどの程度(量・範囲)となるのかの公表と、県内・市内に同等エリアの植林や、緑の増加の計画を希望する。
43	(6章 P258) 生態系 9.評価の手法:重要な種…環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は、低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。これについて、実行可能な行動を具体的に列挙し、回避・低減されているとするスケールは何を用いるのか、またどの程度を目標とし、調査方法と期間についてあきらかにされることを希望する。それによって、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かが評価可能となる。評価についての具体策の表記がない。生態系についても同じ。
44	事前評価の計画のみではなく、開発後の調査結果から、環境の保全が予想・計画に対してどの程度実施できているかの評価報告計画を望む。

(5) 景観、温室効果ガス

意見の概要	
45	30 景観の調査地点不足 景観の調査位置として「主要な眺望景観調査地点(3地点)」(方法書 p261)として、三好丘緑地、三好丘桜公園、浄水公園があげられていますが、なぜ豊田市が浄水公園 1カ所だけなのですか。「人と自然との触れ合い活動の場」では「逢妻女川・彼岸花」1カ所(方法書 p264)だけですが、少なくとも、この「逢妻女川・彼岸花」は、景観の調査位置に追加してください。 また、景観と人と自然との触れ合い活動の場の調査位置は同じにしてください。
46	31 温室効果ガス 温室効果ガスの予測の基本的手法で「樹木の伐採面積及び植栽面積を把握し、森林による二酸化炭素吸収量の減少量を予測する。」(方法書 p266)とありますが、樹木の伐採面積及び植栽面積さえ記載してありません。企業庁の造成計画「切土量、盛土量のバランスを取り、残土は極力発生させない計画とする。」(方法書 p9)だけでは、どのような環境配慮をするかも分かりません。こんなことで、事業者の回避・低減努力で地形改変の評価ができるのですか。

5. その他規則で定める事項

意見の概要	
47	<p>0 配慮書への意見はすべて環境保全上の意見</p> <p>2025年10月9日(木)から豊田貞宝次世代産業地区 計画段階環境配慮書の公表がされ、「配慮書に対して環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見を提出することができます。」とあり、本研究員会は計画段階環境配慮書への環境保全上の意見を提出しました。その意見は、豊田貞宝地区用地部会 会議録(12月9日(火))の資料3でまとめられ、事業者の見解が示され、若干の審査がされていますが、資料5の計画段階環境配慮書についての部会報告(案)を「専門家等の指導・助言を得ながら」に「関係自治体の意見を聴くとともに、」を追加修正した上で、部会報告とすることで了承され、12月16日の審査会議で「異議なしとされたので、部会報告の内容をそのまま審査会から知事への答申とする。」と、審査会諮問、1回の部会、審査会答申と3カ月で終了しています。</p> <p>なお、配慮書への意見と事業者の見解は、方法書第7章その規則で定める事項 p267~でまとめてありますが、下記意見 1~6(方法書 p272~273)は事業者が勝手に決めた「環境保全の見地以外の意見」と軽く足払い、「環境保全の見地からの意見」とされていませんが、1 なぜ、トヨタ自動車が入っていないのか 2 トヨタ自動車取得することは確実か 3 愛知県としての採算性の検討をしてください 4 企業庁が用地造成事業をできる制度の再検討を 5 用地造成計画の縮小・廃止を 6 トヨタ自動車として採算性の検討をしてください は、本研究委員会として環境保全の見地からの意見として重要と判断したものです。例えば、トヨタ自動車が共同開発者にならないのでは、環境保全上の事業構想、事業計画にすることが不可能であり、県やトヨタ自動車の採算性検討を求めたのは、幡豆の工業団地の土砂採取業のキャンセルによる失敗、中部臨海団地の不振などにより環境保全上の問題が生じないために必要です。こうした例は、中部電力があつみ第2風力発電環境影響評価方法書の見解で『配慮書における環境保全の見地からの意見は、意見の内容から環境保全の見地以外の意見として分類いたしました。頂いたご意見を踏まえ、今後、環境影響評価図書の縦覧に対するご意見は、環境の保全の見地からの意見として分類いたします。』p295と当然の見解でした。方法書への意見の扱いの不備について謝罪し、準備書からはすべての意見を環境保全の見地からの意見として扱ってください。</p>
48	<p>1 なぜ、トヨタ自動車が入っていないのか</p> <p>方法書 p272【事業者は「愛知県企業庁」p1 だけとなっていますが豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業では、オーダーメイド方式の造成だったこともあってか、事業者が愛知県とトヨタ自動車(株)が連名となっていました。同じ造成事業なのに、なぜ、トヨタ自動車(株)が事業者から抜けているのですか。</p> <p>事業目的では「トヨタ自動車(株)の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組を加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3とあり、事業予定地は、「開発済みのゴルフ場跡地」p10とはいえ、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接する約142haをトヨタ自動車の新工場(プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程)だけのための造成であり、トヨタ自動車は連名事業者となり用地造成など必要な費用負担もしてください。】の意見に対し、</p> <p>【本事業は、「愛知県環境影響評価条例」に規定される「工業団地の造成の事業」の規模要件(75ha以上)に該当するため、用地造成事業を実施する愛知県企業庁が事業者になります。「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」における環境影響評価も本事業と同様に愛知県企業庁が事業者となりました。】と見解がありますが、同じオーダーメイド方式の豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業でも、事後調査は事業者がトヨタ自動車(株)となっていました(環境影響評価に係る事後調査報告書(2023年1月~2024年3月版)2024.7 愛知県 WEB)。なぜ、この例に倣わないのですか。</p> <p>また、環境影響評価審査会(2025年10月31日)の会議録で、塚田委員から「方法書以降も、工場の施設のことをアセスの対象とするということか。」と質問があり、事務局が「今回の対象事業は、あくまでも工業団地の造成の事業であるため、事業者は愛知県企業庁になる。ただし、工場を建設するトヨタ自動車株式会社とも調整して今後も予測・評価の項目を検討していくことになり、また、実際に事業が始まった後についてはアセスの手続上も、引継ぎの手続きなどが進められていくことになる。」と回答をしていますが、事業者は企業庁とトヨタ自動車の連名にすれば、問題は解決するはずです。</p>

49 2 トヨタ自動車取得することは確かか

方法書 p272【事業予定地は、事業の位置で「開発済みのゴルフ場跡地」p10 とありますが、これは事実ですか。貞宝カントリークラブは「2027 年半ばまでに営業終了を予定していることがわかった。ゴルフ場会員にはすでに方針を伝えており、営業終了後の跡地は工業用に活用される見通し。」中部経済新聞 2025 年 9 月 10 日と言われていただけです。現に、貞宝カントリークラブの WEB(貞宝カントリークラブ公式ウェブサイト)では、2025 年 11 月現在でも公式サイトで 2026 年の年間予定が公表されています。工事工程 p9 のとおりなら、環境影響評価終了後直ちに用地造成工事が始まりゴルフ場は営業できなくなるはずですが、貞宝カントリークラブはこのことを承知しているのですか。愛知県企業庁は確実にこの土地を取得できるのですか。】との意見に対し、

【「第 9 次豊田市総合計画」(豊田市 2025 年)における将来都市構造で、計画的に新たな産業立地を促進する産業誘導エリアに設定することを豊田市が貞宝カントリークラブへ説明しご理解を得ており、現在、用地取得に向けた交渉を進めております。】と見解がありますが、「愛知県企業庁は確実にこの土地を取得できるのですか。」という疑問には答えていません。貞宝カントリークラブの WEB では、2025 年 11 月現在でも公式サイトで 2026 年の年間予定を入れていましたが、2026 年 3 月現在で「貞宝カントリークラブは 2027 年 6 月末をもって営業を終了し、閉鎖される予定です。」(貞宝カントリークラブ閉鎖)と、やっとその気になったようですが、愛知県企業庁が確実に取得できるのですか。現在、用地取得に向けた交渉を進めているだけで見切り発車をしているのですか。予算はどうなっているのですか。

50 3 愛知県としての採算性の検討をしてください

方法書 p272【「本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和 55 年愛知県条例第 3 号)に位置付けられている用地造成事業である。】p3 とあり、愛知県企業庁が、土地の取得、造成を行うものですが、用地取得、土地開発法令手続き(保安林解除等)、遺跡調査(年報 2017 愛知県埋蔵文化財調査センター:北野田 B 遺跡発掘 1200m²、南川遺跡 50m² 始め 34 遺跡の整理、孫石遺跡 600m²、トヨタ下遺跡 700m² 発掘)、環境影響評価などの複雑・面倒な手続を企業庁が負担します。それを加味した譲渡費用になるとはいえ、企業の事前費用を企業庁が肩代わりする制度の是非をまず検討してください。

企業庁の用地造成事業については、平成 13 年度において包括外部監査の対象となっています。また、愛知県における外部監査が平成 20 年度に行われました。いずれの監査でも日進東部、日進中部、設楽清崎、幡豆の 4 地区で先行取得用地を保有していますが、未開発で利活用方法を検討という状況に変化はありません。

企業庁の事業内容(2024.6.10: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-somu/0000025116.html>)によれば、1961(昭和 36)年度～2023(令和 5)年度までに、内陸用地で 38,010 千 m² 造成完了、94.5%の 37,703 千 m² を処分しました。しかし、内陸用地の幡豆地区は土砂採取事業が空港会社からの埋立用土砂のキャンセルがあり、宅地造成事業も平成 13 年 1 月 31 日に事業の中止が決定されました。また臨海用地の中部臨空都市は 2,083 千 m² の造成完了後も、処分できたのは 1,459 千 m² だけと問題になっています。

こうした将来の事業に対する不安を、企業庁が税金で負担する仕組みは誰が見てもおかしいものです。少なくともトヨタ自動車は、必ず適切な費用で買い取ること、キャンセル時の扱いを示した文書を示してください。】との意見に対し、

【愛知県企業庁では、企業が必要とする敷地面積が、一般的な工業用地の分譲では対応できないほど大規模なものであり、かつ、県の基幹産業である自動車産業の高度化に寄与するなど、県の政策上特に重要な開発であると考えられる場合に、オーダーメイド型の開発を行っております。オーダーメイド型の開発とは、特定の企業と地元市町村から開発要請を受け開発行為を実施するものであり、企業庁の事務費を含む開発に係るすべての経費と報酬を企業から受け取る開発手法であります。】と見解がありますが、オーダーメイド型の開発内容の説明だけでは、意見に答えていません。豊田市からの開発要請、トヨタとの契約・キャンセル時の扱い、開発に係るすべての経費と報酬を具体的に、資料として示してください。

51 4 企業庁が用地造成事業をできる制度の再検討を

方法書 p272【愛知県企業庁の業務は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第 1 条の公営企業の設置で、水道事業、工業用水事業、用地造成事業の 3 種類が定められていますが、用地造成事業だけは法の特例で行なうため、条例第 2 条(法の適用)で「地方公営企業法第 2 条第 3 項…に基づき、用地造成事業に法の既定の全部を適用する。」と、わざわざ決めてあります。誰もが使える水道、工業用水事業を企業庁が行なう事に異論はありませんが、用地造成という特定の企業だけが利用できる事業を企業庁が県税を使って行なう事を再検討してください。

また、地方公営企業法で定められている経費負担の原則により、一般会計が負担すべき経費を除いて、収益でその経費のすべてを賄う必要があります。独立採算性の原則に基づいた企業運営が重要です。】との意見に対し、

【「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和 55 年愛知県条例第 3 号)に基づいて用地造成事業を行なっております。引き続き健全な経営に努めてまいります。】と見解がありますが、引き続き健全な経営に努めることを求めているわけではありません。特定の企業だけが利用できる事業を企業庁が県税を使って行なう事の再検討を求めているのです。

このオーダーメイド型の開発の今までの実績をすべてあげて、それぞれの費用内訳、報酬を資料としてあげてください。

52 5 用地造成計画の縮小・廃止を

方法書 p273【「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第3条(経営の基本)第4項で「用地造成事業の計画年次及び造成面積は、別表第3のとおりとする。」(一部改正:2011(平成23)年)とあり、計画年次:2016(平成28)年度から2025(平成37)年度まで、造成面積1200万m²とあります。

今までの63年間で内陸が3801万m²、臨海で3786万m²、計7587万m²の造成をしながら(平均120万m²/年)、幡豆の失敗、中部臨海の不振を見直し、たびたび監査を受けたこともあり、今後10年間で1200万m²(平均120万m²/年)造成という同程度の計画ですが、まずは、幡豆の失敗、中部臨海の不振などを含め、造成後の未収割合5~10%を削減し、そもそも論から考え、用地造成計画の縮小・廃止を検討してください。

都道府県、指定都市・市町村・事務組合合計では、平成16年度は622事業、平成17年度は537事業、平成18年度は521事業であり、減少傾向が認められます。

また、千葉県では平成22年9月に策定した「企業庁新経営戦略プラン(改定版)(平成22年度~24年度)」に基づき、土地造成整備事業について、24年度末に一定の区切りを付けることとし、各種取組を実施してきました。この結果、概ね所期の目的を果たすことができた(企業庁新経営戦略プラン(改定版)の実施結果について/千葉県)としていることを参考にしてください。】との意見に対し、

【「企業庁経営戦略」(計画期間:2016年度~2025年度)を策定し、経営の効率化・適正化など、経営基盤の強化の取組みを進めています。】と見解がありますが、

「企業庁経営戦略」(計画期間:2016年度~2025年度:2021年3月)によれば、2021年度に、企業庁定員は前年度比で、用地造成事業(Δ24名)ということで、水道事業(Δ1名)、工業用水道事業(+1名)、と比べ、特別な体制がとられています。このように、実情に応じて用地造成計画の縮小・廃止が実行されていることは望ましい姿です。

と書いていましたが、2026年度県予算が公表され、用地造成計画の縮小・廃止の方向性は、裏切られました。用地造成事業(Δ24名)の工務調整課(24名)は、そのまま次世代産業用地開発課(24名)に改組されるだけです。

53 6 トヨタ自動車として採算性の検討をしてください

方法書 p273【「トヨタ自動車株式会社の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組を加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3とありますが、新工場の整備が課題となっていることは理解できるとしても、「主な施設としては、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程と含む工場を整備する計画である。」p9とあり、従来の工場と同じ内容ではないですか。これでは製造する自動車も同じままで、環境負荷低減の取組みを加速化することはできないのではないですか。将来の自動車の在り方から、どのような自動車が売れるのか、作るのか、採算性を十分検討してください。

環境省の「環境アセスメント制度のあらまし(パンフレット)」でも「環境アセスメントとは? 開発事業による環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。」p1として、必要性や採算性は当然のこととし、それに加えて環境の保全を掲げています。配慮書段階で、採算性を検討することが重要です。】との意見に対して、

【トヨタ自動車は、国内生産300万台体制の維持に加え、先端技術を活用し、多様な人材が活躍できる環境を備えた「未来工場」作りに取り組んでおり、2025年8月に愛知県豊田市(貞宝町周辺)に車両工場を新設するための土地の取得を決定しております。】と見解がありますが、先端技術を活用だけでは、従来の車づくりと変わりません。地球温暖化対策など環境負荷低減の取組みを加速化し、将来の自動車の在り方を再検討する立場での新工場を検討してください。

54 7 「ゼロ・オプションは設定しない?」

方法書 p269【「高効率な生産設備、製造技術等を導入することにより、現状の生産能力を維持しつつ、生産性の向上や低炭素化を図るものであることに加え、愛知県が企業ニーズを踏まえた新たな企業用地の開発を豊田市と連携して進める事業であることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではない…ゼロ・オプションを設定しない。」p10とありますが、高効率な生産設備、製造技術等を導入することは、現状の工場でも可能なはずですが、どのような生産設備、製造技術にすればどうなるかの比較検討した結果を示してください。なお、「新たな企業用地の開発を愛知県と豊田市が連携して進める」p10は、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接して運よく(貞宝)ゴルフ場跡地 p10 がありそうだっただけです。】と意見に対し、

【本事業は「トヨタ自動車」の国内工場の多くで老朽化が進み、新工場の整備が喫緊の課題となっていることから、豊田市近郊において工業用地を造成して、生産能力を維持しつつ、高効率な生産設備、製造技術等を取り入れた工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としています。このため、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではないと判断しました。】と見解がありますが、このような理由では、老朽化工場を新設するだけで、ゼロオプションを考える余地もありません。現在地で順番に更新すればいいのではないですか。そもそも、どの工場の代替にするのか、その跡地はどうするのかの情報もありません。単なる「トヨタ自動車」の拡大に過ぎないのではないですか。

55	<p>8 複数案の配置は他の案も・主要構造物は想定最大寸法を拡大</p> <p>方法書 p269【「主要な建築物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、…A 案、B 案、C 案を想定した。」p10 とありますが、長さが 240m、290m、200m、500m はそれぞれ理由を示してください。また、幅が 230m にそろえてある理由がわかりません。もっと他の配置が考えれそうですが、違いますか。】との意見に対し、【配慮書における主要な建造物の構造は、類似工場を参考に、<u>想定される最大の寸法を記載</u>しました。また、主要な建造物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、配慮書第 2 章の「第 2.2-4 図 主要な建造物の配置図」に示す 3 案を想定しました。】と見解がありますが、「構造は、類似工場を参考に、想定される最大の寸法」の具体例は、新計画では「主要な建造物の構造」p10(長さ 200,200,300,340m×幅 300,440,300,440)のことで、長さ幅が入れ替わった理由を示すと同時に想定される最大寸法の配慮書の面積計 28.29 万 m² は、約束破りの 38.76 万 m² と 1.37 倍に大きくなっていますが、元の配慮書の計画面積 28.29 万 m² 以下にしてください。また、高さも 18m(ボデー工程、組立工程)、20m(プレス工程)が 25m と大きくなり、塗装工程 30m が 40m となっていますが、容積は 575.46 万 m³ が、1,104 万 m³ と 1.9 倍にもなっています、それぞれの理由を示し、景観上からも元の配慮書の計画に戻して下さい。</p> <p>また、工場の配置は本来の事業者である、トヨタ自動車が決めるものであり、企業庁が決めるものではないはずです。</p>
56	<p>9 環境影響評価条例の対象工場なみ</p> <p>方法書 p269【今後の工場建設で環境影響評価を行なうのですか。愛知県環境影響評価条例では、国の環境影響評価法以外に工場、事業場「燃料使用量 11.25t/h 以上又は特定排出水の量 7,500m³/日以上」が対象となっていますが、これに該当するかどうかを判断できるようにしてください。</p> <p>施設供用に関する事項 p9 で「特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日を想定し」とあり、環境影響評価条例の対象 7,500m³/日以上を超えないように、ぎりぎりの値です。</p> <p>また「施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約 27,000 千 m³/年、A 重油が最大約 200kl/年を計画している。」とありますが、条例の「燃料使用量 11.25t/h 以上」と比較できるように、m³/年、kL/年を、年間操業日数を示し、単位をそろえ、燃料使用量に換算してください。】との意見に対して、</p> <p>【配慮書段階において設定した工場等で使用される燃料または原料の量を重油の量に換算したもの(以下、「燃料使用量」という。)は最大約 7t/h、特定排出水の量は最大約 7,300m³/日であり、「愛知県環境影響評価条例」第 2 条に規定される「製造業(物品の加工修理業を含む)、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に要するための工場又は事業場の新設又は増設の事業」に該当しないものと判断しております。】と見解がありますが、要するに特定排出水の量が最大約 7,300m³/日、燃料使用量が約 7t/h とアセス対象事業 7,500m³/日以上、11.25t/h 以上に匹敵する規模のため、県境影響評価条例のアセス対象事業場には該当しないが、大規模だということです。そんな事態なので、トヨタ自動車は用地造成事業を企業庁任せにするだけでなく、工場新設事業も含め、建造物の構造、配置などについて、本気になって正確な情報を企業庁に示すべきです。</p>
57	<p>10 工事の実施に係る項目も配慮事項として想定を</p> <p>方法書 p270【「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141 とありますが、工事計画の検討段階とはいえ、案 A、案 B、案 C p10 と、主要な建造物の構造及び配置を検討できるので、それなりの生産施設は想定しており、排水計画で「特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日を想定」p9 し、環境影響評価条例の対象工場 7,500m³ ギリギリであるため、水質ぐらいいは計画段階配慮事項として選定してください。大気も同様な検討をし、必要なら追加選定してください。】の意見に対し、</p> <p>【工場供用後の排水計画については、既存工場を参考に、最大排水量を想定したものです。水質については排水処理施設等で施設排水及び生活排水を適切に処理し、排水基準以下で周辺河川へ放流する計画であることから、水質への重大な影響は想定されないと考えました。方法書以降の手続においては、水質について調査、予測及び評価を行ってまいります。なお、大気質に関しては、燃料を使用する設備、排ガスの諸元等は今後検討を行うことから、必要に応じて、方法書以降の手続にて調査、予測及び評価を行ってまいります。】の見解ですが、工場供用後の排水計画は当たり前の排水処理施設で適切に処理、「排水基準以下で放流」というのでは、天下のトヨタ自動車とは言えず、アセス対象ギリギリの工場であるため、排水基準の 1/2 とか 1/3 で放流することを計画してください。大気質についても、地球温暖化対策として CO₂ を極力低減する方向で検討してください。</p>
58	<p>11 施設建設工事の環境影響評価を適切に</p> <p>方法書 p270【施設建設工事は、環境影響評価条例の対象規模に匹敵することが分かっているため、方法書以後の手続きで、排水量・水質、排水処理装置の能力、放流先、放流地点前後の水質調査などを、調査・予測・評価を適切に実施するとともに、大気についても同様に行なってください。】の意見に対し、</p> <p>【方法書以降の手続において、工事の実施に伴う水質及び大気質の調査、予測及び評価を適切に実施するよう検討してまいります。】と見解がありますが、これは用地造成事業の環境影響評価なので、企業庁は「工事の実施に伴う～適切に実施するよう検討してまいります。」とは言えないはずです。「工事の実施に伴う～適切に実施するようトヨタ自動車に指導してまいります。」と記載すべきではないのですか。</p>

6. 環境全般

意見の概要	
59	<p>私は、この地域の環境が好きでした。雑木林や川もあり、自然が残っているこの地域にずっと住みたいと思っていました。今回、トヨタ自動車の新工場が計画されている貞宝町周辺、逢妻町、大清水町、浄水町には、長い年月変わることなく自然のままの山林や雑木林が残り、川も流れています。キツネ、イタチ、キジや小鳥たちが生息し、渡り鳥もやってきます。川には、オイカワなども生息し、それを餌にするサギやカワセミもやってきます。</p> <p>最近まで、国道脇の道沿いに樹木が自生していました。冬の間は葉を落としてみずぼらしく見える木々や枯れた草も、春になると生き生きと芽吹いて新緑が輝きます。暑い夏には高木に生い茂った葉が木陰を作り、そこを走行すると強い日差しを遮ってくれて涼しく感じられました。農家の方々が営む田んぼも広がり、広々とした大地を感じる事ができました。</p> <p>しかし、現在、数年前に始まった国道のバイパス工事により、そこら中の樹木や草木が切り倒され、刈られ、雑木林や草原が消滅しています。それだけでも胸が締め付けられるような気持ちになっていた矢先、トヨタ自動車の新工場ができると知り、それまで存在した緑の景色が永遠に消え、無機質なアスファルトとコンクリートに覆われた地面から熱気が立ち込める灼熱地獄の夏がさらに厳しくなるのだという恐怖と悲しみを感じました。</p> <p>せつかく残されていた山林や山野の自然環境をトヨタ自動車の利益のために犠牲にしてもいいのでしょうか？ 営利と利便性を求めるあまり、野生の生き物たちの生息地がどんどん奪われ、絶滅に追い込んでいるのです。自然とは、なくてはならないものです。そして、本来は、あってあたりまえのものです。当たり前だから必要なのです。</p> <p>自然は、土から始まります。土の地面があってこそ様々な植物が生えて、そこを命の拠りどころとする様々な生き物たちによって持続可能な生態系が成立しています。そして、植物は、二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出します。暑さ寒さをやわらげてくれます。</p> <p>工場や施設の建設のために、広大な土地の山林を削って、アスファルトとコンクリートで覆ってしまったらどうなりますか？ 季節や自然の移り変わりを感じる事ができなくなるばかりではありません。ほとんどの生き物が居場所も食べ物も奪われて死んでいくのです。</p> <p>また、この数年で、豊田市の気温が日本一を記録するようになりました。それはなぜでしょうか。それは、道路や住宅や大型の施設建設のために、山野、山林、草原をコンクリートとアスファルトに変えてしまったことを原因とするヒートアイランド現象のせいです。</p> <p>トヨタ自動車殿は、自社の利益と名声を得るために、これまでも膨大な自然を破壊し、生き物たちの生息地域を奪い、結局は、気候変動の原因を作り続けてきました。もう、十分な施設を持っているのではないですか？ できれば、既存の施設をうまく活用していただき、新工場の建設を白紙に戻して欲しいです。営利目的よりも自然保護を優先させる方針に転換したとして、勇気ある撤退を決意して頂ければ、世間の評価を得られて会社も発展するのではないのでしょうか。</p> <p>しかし、どうしても新工場建設の撤回が無理であれば、<u>自然と生態系を守ることを最優先にしてください。</u> 以下のとおり提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する山林、樹木、草木、川、藪に手を加えず、手つかずの自然の状態を自然区域として保全する。 ・敷地内であっても自然区域を分断せず、野生動物が自由に移動できるように樹木や藪などでつながった状態にする。 ・自然区域には、人の立ち入りを禁ずる。人が利用する通路は最小限に抑える。 ・アスファルトやコンクリートの部分は必要最小限とし、それ以外は、自生する自然の植物が生えた状態での土の地面のままにしておく。 <p>今の時代、一番必要なこと、大切なことは、地球温暖化を食い止めることです。 お金儲けではないと思います。これからは、利益を追求するよりも自然を守ってください。 生態系は、果てしなく長い年月かかって作られたものです。一度消滅したら二度と元には戻りません。 今残っている雑木林には日本の在来種植物が自生しています。探せば、希少種も残されているかもしれません。しかし、一度完全に伐採しまったら、たとえ植物が生えたとしても、これまでと同じ植生にはならず、圧倒的に外来植物だらけになってしまうことでしょう。そして、一度絶えてしまった生き物たちも二度と戻っては来ません。</p> <p>自然とは、単に植物を意味するものではありません。街路樹や花壇は自然ではありません。 土の地面を残すこと、今ある山林、山野、雑木林、河川に手を付けず、それが自然を守るということです。 自然を回復させることこそが地球温暖化を食い止める手段です。 もう、時間がありません。</p>
60	1.えつ覧した者に概要版のパンフを用意し配布して欲しい。請求先、入手方法は
61	3.農地法、砂防法や調整区域での開発許可はどうなっているのか。

※意見書中の図表については、一部を除き省略させて頂きました。

以上